

1. 件名：原子燃料工業（株）熊取事業所加工施設の一部使用に係る面談

2. 日時：令和4年11月15日（火）10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、館内上席原子力専門検査官、永井主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

内海安全審査官、鈴木安全審査専門職

熊取事務所

内海原子力運転検査官

原子燃料工業（株）執行役員 熊取事業所 副所長 他11名

5. 要旨

○原子燃料工業（株）熊取事業所（以下「事業者」という。）から、第5廃棄物貯蔵棟を、加工施設の一部が完成した施設として使用（以下「一部使用」という。）することについて、資料に基づき説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・新規規制基準対応において、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設することにより、地震及び竜巻に対する保管廃棄設備の安全性の向上を図ることとしている。
- ・第5廃棄物貯蔵棟の使用が可能にならない場合、放射性廃棄物の保管廃棄に係る安全性向上を図ることができないこと、第2廃棄物貯蔵棟が撤去できず干渉するため第5次設工認対象の建物外部の工事を開始できないこと、W3防護壁設置工事中は、搬入口前の掘削作業等により放射性廃棄物を第3廃棄物貯蔵棟へ運搬ができないことから、申請中の第5次設工認申請書が認可され、第5廃棄物貯蔵棟の運用開始に必要な安全機能を有する施設に係る工事及び使用前事業者検査がすべて終了し、事業所内での承認後、第5廃棄物貯蔵棟の使用を開始したい。
- ・このため、第5廃棄物貯蔵棟については、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第1項第3号の規定に基づき、一部使用する承認を頂きたいと考えている。
- ・第5廃棄物貯蔵棟には現行保安規定第40条（管理区域）に従い一時的な管理区域を設定する。第5廃棄物貯蔵棟の維持管理については、現行保安規定第60条の6に従い保全計画に盛り込み、保全の対象施設とする。また、第5廃棄物貯蔵棟の施設管理及び放射性廃棄物の管理については、第2廃棄物貯蔵棟における管理手順の内容から変更はなく、施設名称の置き換えで運用する。
- ・新規規制基準適合に係る保安規定の次回変更時に、第5廃棄物貯蔵棟を恒設設備として追加し、第2廃棄物貯蔵棟を削除する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・第5廃棄物貯蔵棟を一部使用することにより安全性の向上ができること、一部使用

しない場合、新規制基準対応工事を進めることができないことは理解した。

- ・第5次設工認申請で認可を受けようとしている安全機能について、先行申請した施設に追加する安全機能を含め、使用前事業者検査の計画に漏れがないことを再確認すること。
- ・第5次設工認申請の認可後、第5廃棄物貯蔵棟の一部使用に係る内容及び第5次設工認申請範囲の内容を適切に反映し、使用前確認申請の変更内容を説明する書類を提出すること。
- ・一部使用する施設に関連する工事及び使用前事業者検査に係る詳細工程を連絡すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：第5廃棄物貯蔵棟等の工事（使用前事業者検査を含む）予定及び一部使用承認について

以 上